

2024 年1月 15 日第6回「犯罪被害給付制度の抜本的強化に関する有識者検討会」提出資料

犯罪被害給付制度(遺族給付金)の給付額の引上げ例(参考資料)

第2回会議と第3回会議において下記の意見を申し上げたが、これだけでは、係数、倍数、給付基礎額の最低額や最高額を引き上げた場合の給付額の具体的なイメージが湧かないことから、第1回会議において警察庁の方から提示された「資料2 犯罪被害給付制度の概要」におけるモデルケース1～3と、モデルケース1の他のバリエーションを例として、給付額の実例を示すことにする。

2頁以下の給付額の改定案は、こうした給付額にすべきということではなく、係数、倍数、給付基礎額の最低額や最高額を引き上げた場合の給付額が幾らになるのか、その具体的なイメージを示すための資料であることを予め断っておく。

(意見)

- 1 犯罪被害給付制度は、犯罪被害により遺族又は被害者本人が受けた経済的影響を軽減することを目的としていることから、被害者の収入と被害の程度に応じて給付額を定める現在の方法には一定の合理性が認められる。
- 2 遺族給付金と障害給付金の給付基礎額を算出するため被害者の収入日額に乘じる 0.7 や 0.8 といった係数は、被害者支援の観点からは合理性を欠くため、引き上げるべきである。
- 3 遺族給付金の給付基礎額に乘じる倍数も引き上げるべきである。
- 4 遺族給付金において、生計維持関係遺族がない場合、特に 20 歳未満の者(子)が被害により死亡した場合の給付基礎額の最低額を大幅に引き上げ、それに応じて、20 歳以上の各年齢層の最低額も同様に大幅に引き上げるべきである。また、給付基礎額の最高額も、係数の引き上げや給付基礎額の最低額の引き上げを見据えて、引き上げることが望ましい。
- 5 遺族給付金における生計維持関係遺族がいる場合の給付基礎額の年齢層毎の最高額と最低額をそれぞれ引き上げるべきである。

遺族給付金の係数, 倍数並びに最低額及び最高額

	収入日額	係数	生計維持関係遺族がいる場合		
			倍数	給付基礎額の最低額と最高額	給付額(加算なしの場合)
現行	賞与を含めない	0.7	1,530倍～2,450倍	5,700円～12,100円	872.1万円～2,964.5万円
改定案1	賞与を含める	1.0	現行と同じ	10,000円～21,600円 別表第一	1,530万円～5,292万円
改定案2	賞与を含める	1.0	3,650倍 (加算なし)		3,650万円～7,884万円
改定案3	賞与を含めない	1.0	2,280倍～3,650倍 表A		2,280万円～7,884万円
改定案4	賞与を含めない	0.8			

	収入日額	係数	生計維持関係遺族がいない場合		
			倍数	給付基礎額の最低額と最高額	給付額
現行		0.7	1,000倍	3,200円～12,100円	320万円～1,210万円
改定案X		1.0	1,000倍～1,600倍 表B	7,500円～21,600円 別表第二	750万円～3,456万円
改定案Y			2,000倍～3,200倍 表B		1,500万円～6,912万円

給付基礎額の最低額と最高額(案)

別表第一(第5条関係) 生計維持関係遺族がいる場合

犯罪行為時の犯罪被害者の年齢	最高額	最高額	最低額	最低額
二十五歳以上三十歳未満	六、九〇〇円	一、〇〇〇円	六、六〇〇円	一〇、〇〇〇円
三十歳以上三十五歳未満	八、六〇〇円	一、八〇〇円	七、〇〇〇円	一〇、二〇〇円
三十五歳以上四十歳未満	九、九〇〇円	一、四〇〇円	七、六〇〇円	一〇、八〇〇円
四十歳以上四十五歳未満	一〇、八〇〇円	一、六〇〇円	七、八〇〇円	一、二〇〇円
四十五歳以上五十歳未満	一一、六〇〇円	二〇、三〇〇円	八、〇〇〇円	一三、九〇〇円
五十歳以上五十五歳未満	一二、一〇〇円	二一、六〇〇円	八、二〇〇円	一四、六〇〇円
五十五歳以上六十歳未満	一一、五〇〇円	二〇、一〇〇円	七、六〇〇円	一三、八〇〇円
六十歳以上	八、〇〇〇円	一、四〇〇円	五、七〇〇円	一〇、〇〇〇円

死亡被害者が二十五歳未満の場合は六、六〇〇円 → 一〇、〇〇〇円

別表第二(第5条関係) 生計維持関係遺族がない場合

犯罪行為時の犯罪被害者の年齢	最高額	最高額	最低額	最低額
二十歳未満	四、六〇〇円	一〇、八〇〇円	三、二〇〇円	七、五〇〇円
二十歳以上二十五歳未満	五、六〇〇円	一一、七〇〇円	三、六〇〇円	七、五〇〇円
二十五歳以上三十歳未満	六、九〇〇円	一、〇〇〇円	四、五〇〇円	七、五〇〇円
三十歳以上三十五歳未満	八、六〇〇円	一、八〇〇円	五、三〇〇円	七、五〇〇円
三十五歳以上四十歳未満	九、九〇〇円	一、四〇〇円	五、三〇〇円	七、五〇〇円
四十歳以上四十五歳未満	一〇、八〇〇円	一、六〇〇円	四、八〇〇円	七、五〇〇円
四十五歳以上五十歳未満	一一、六〇〇円	二〇、三〇〇円	四、三〇〇円	七、五〇〇円
五十歳以上五十五歳未満	一二、一〇〇円	二一、六〇〇円	四、二〇〇円	七、五〇〇円
五十五歳以上六十歳未満	一一、五〇〇円	二〇、一〇〇円	三、六〇〇円	七、五〇〇円
六十歳以上	八、〇〇〇円	一、四〇〇円	三、三〇〇円	七、五〇〇円

表A 生計維持関係遺族がいる場合

	現行・改定案1		改定案2	改定案3・改定案4	
遺族の人数	1人	1,530倍	3,650倍	1人	2,280倍
	2人	2,010倍		2人	3,000倍
	3人	2,230倍		3人	3,330倍
	4人以上	2,450倍		4人以上	3,650倍

表A 生計維持関係遺族の人数の区分による加算

	現行		改定案3・改定案4	
遺族の人数	1人	153倍	1人	228倍
	2人	201倍	2人	300倍
	3人	223倍	3人	333倍
	4人以上	245倍	4人以上	365倍

犯罪被害者の収入によって生計を維持している、
60歳未満の夫
20歳未満の子
も生計維持関係遺族とする。

表B 生計維持関係遺族がない場合(但し、同居の遺族がいること)

	現行		改定案X		改定案Y	
遺族の人数	1人	1,000倍	1人	1,000倍	1人	2,000倍
	2人		2人	1,300倍	2人	2,600倍
	3人		3人	1,460倍	3人	2,920倍
	4人以上		4人以上	1,600倍	4人以上	3,200倍

モデルケース1 (専業主婦の場合)

- 犯罪被害者 男性 40 歳(会社員)
- 年収 600 万円(給与 500 万円, 賞与 100 万円)
- 生計維持関係遺族 あり 妻(36 歳)収入なし, 子2人(6歳, 3歳) 計3人

現行

収入日額 13,736.24 円 \times 0.7 = 9,615.368 円 賞与を含めない。
最低額 給付基礎額 最高額
7,800 円 < **9,615 円** < 10,800 円
倍数 $2,230+201+201+153+153+153=3,091$ 倍 給付額 9,615 円 \times 3,091 = 2,972 万 1,102 円

改定案1(収入に賞与を含め, 係数を 1.0 とし, 倍数はそのまま)

収入日額 16,483.52 円 \times 1.0 = 16,483.52 円 賞与を含める。
最低額 給付基礎額 最高額
12,200 円 < **16,484 円** < 16,900 円
倍数 $2,230+201+201+153+153+153=3,091$ 倍 給付額 16,484 円 \times 3,091 = 5,095 万 560 円

改定案2(収入に賞与を含め, 係数を 1.0 とし, 倍数は固定値の 3,650 倍とする)

収入日額 16,483.52 円 \times 1.0 = 16,483.52 円 賞与を含める。
最低額 最高額 給付基礎額
12,200 円 < **16,484 円** < 16,900 円
倍数 3,650 給付額 16,484 円 \times 3,650 = 6,016 万 4,848 円

改定案3(収入に賞与を含めず, 係数を 1.0 とし, 倍数を引き上げる)

収入日額 13,736.24 円 \times 1.0 = 13,736.24 円 賞与を含めない。
最低額 給付基礎額 最高額
12,200 円 < **13,736 円** < 16,900 円
倍数 $3,330+300+300+228+228+228=4,614$ 倍 給付額 13,736 円 \times 4,614 = 6,337 万 9,011 円

改定案4(収入に賞与を含めず, 係数を 0.8 とし, 倍数を引き上げる)

収入日額 13,736.24 円 \times 0.8 = 10,988.992 円 賞与を含めない。
給付基礎額 最低額 最高額
10,989 円 < **12,200 円** < 16,900 円
倍数 $3,330+300+300+228+228+228=4,614$ 倍 給付額 12,200 円 \times 4,614 = 5,629 万 800 円

モデルケース1-2 (専業主夫で、小さい子がいる場合)

- 犯罪被害者 女性 40 歳(会社員)
- 年収 600 万円(給与 500 万円, 賞与 100 万円)
- 生計維持関係遺族 あり 子2人(6 歳, 3 歳) 計2人 夫 42 歳 収入なし
夫は 60 歳以上ではないので、生計維持関係遺族に当たらない。

現行

収入日額 $13,736.24 \text{ 円} \times 0.7 = 9,615.368 \text{ 円}$ 賞与を含めない。
最低額 給付基礎額 最高額
 $7,800 \text{ 円} < \mathbf{9,615 \text{ 円}} < 10,800 \text{ 円}$
係数 $\frac{2,010+201+201+153+153+153}{9,615} = 2,871 \text{ 倍}$ 給付額 $9,615 \text{ 円} \times 2,871 = 2,760 \text{ 万 } 5,721 \text{ 円}$

以下は 60 歳未満の夫も生計維持関係遺族に含めた場合

改定案1(収入に賞与を含め、係数を 1.0 とし、倍数はそのまま)

収入日額 $16,483.52 \text{ 円} \times 1.0 = 16,483.52 \text{ 円}$ 賞与を含める。
最低額 給付基礎額 最高額
 $12,200 \text{ 円} < \mathbf{16,484 \text{ 円}} < 16,900 \text{ 円}$
係数 $\frac{2,230+201+201+153+153+153}{16,484} = 3,091 \text{ 倍}$ 給付額 $16,484 \text{ 円} \times 3,091 = 5,095 \text{ 万 } 560 \text{ 円}$

改定案2(収入に賞与を含め、係数を 1.0 とし、倍数は固定値の 3,650 倍とする)

収入日額 $16,483.52 \text{ 円} \times 1.0 = 16,483.52 \text{ 円}$ 賞与を含める。
最低額 最高額 給付基礎額
 $12,200 \text{ 円} < \mathbf{16,484 \text{ 円}} < 16,900 \text{ 円}$
係数 3,650 給付額 $16,484 \text{ 円} \times 3,650 = 6,016 \text{ 万 } 4,848 \text{ 円}$

改定案3(収入に賞与を含めず、係数を 1.0 とし、倍数を引き上げる)

収入日額 $13,736.24 \text{ 円} \times 1.0 = 13,736.24 \text{ 円}$ 賞与を含めない。
最低額 給付基礎額 最高額
 $12,200 \text{ 円} < \mathbf{13,736 \text{ 円}} < 16,900 \text{ 円}$
係数 $\frac{3,330+300+300+228+228+228}{13,736} = 4,614 \text{ 倍}$ 給付額 $13,736 \text{ 円} \times 4,614 = 6,337 \text{ 万 } 9,011 \text{ 円}$

改定案4(収入に賞与を含めず、係数を 0.8 とし、倍数を引き上げる)

収入日額 $13,736.24 \text{ 円} \times 0.8 = 10,988.992 \text{ 円}$ 賞与を含めない。
給付基礎額 最低額 最高額
 $10,989 \text{ 円} < \mathbf{12,200 \text{ 円}} < 16,900 \text{ 円}$
係数 $\frac{3,330+300+300+228+228+228}{12,200} = 4,614 \text{ 倍}$ 給付額 $12,200 \text{ 円} \times 4,614 = 5,629 \text{ 万 } 800 \text{ 円}$

モデルケース1-3 (専業主夫で、学費のかかる18歳以上の子がいる場合)

- 犯罪被害者 女性 40歳(会社員)
- 年収 600万円(給与500万円, 賞与100万円)
- 生計維持関係遺族 なし 家族構成 夫(42歳, 収入なし), 子2人(大学生18歳, 19歳)
夫は60歳以上ではなく, 子2人は18歳未満ではないので, 生計維持関係遺族に当たらない。

現行

収入日額 $13,736.24 \text{円} \times 0.7 = 9,615.368 \text{円}$ 賞与を含めない。
最低額 給付基礎額 最高額
4,800円 < **9,615円** < 10,800円
倍数 1,000 給付額 $9,615 \text{円} \times 1,000 = 961 \text{万} 5,368 \text{円}$

生計維持関係遺族がない場合とした場合

改定案X (収入に賞与を含め, 係数を1.0とし, 倍数は遺族3人で1,460とする)

収入日額 $16,483.52 \text{円} \times 1.0 = 16,483.52 \text{円}$ 賞与を含める。
最低額 給付基礎額 最高額
7,500円 < **16,484円** < 16,900円
倍数 1,460 給付額 $16,484 \text{円} \times 1,460 = 2,406 \text{万} 5,939 \text{円}$

60歳未満の(障害のない)夫や20歳未満の子(障害のない子)がいる場合も生計維持関係遺族ありとした場合

改定案1 (収入に賞与を含め, 係数を1.0とし, 倍数はそのまま)

収入日額 $16,483.52 \text{円} \times 1.0 = 16,483.52 \text{円}$ 賞与を含める。
最低額 給付基礎額 最高額
12,200円 < **16,484円** < 16,900円
倍数 2,230倍 (生計維持関係遺族3人) 給付額 $16,484 \text{円} \times 2,230 = 3,675 \text{万} 8,250 \text{円}$

改定案2 (収入に賞与を含め, 係数を1.0とし, 倍数は固定値の3,650倍とする)

収入日額 $16,483.52 \text{円} \times 1.0 = 16,483.52 \text{円}$ 賞与を含める。
最低額 最高額 給付基礎額
12,200円 < **16,484円** < 16,900円
倍数 3,650 給付額 $16,484 \text{円} \times 3,650 = 6,016 \text{万} 4,848 \text{円}$

改定案3 (収入に賞与を含めず, 係数を1.0とし, 倍数を引き上げる)

収入日額 $13,736.24 \text{円} \times 1.0 = 13,736.24 \text{円}$ 賞与を含めない。
最低額 給付基礎額 最高額
12,200円 < **13,736円** < 16,900円
倍数 3,330倍 (生計維持関係遺族3人) 給付額 $13,736 \text{円} \times 3,330 = 4,574 \text{万} 1,679 \text{円}$

改定案4 (収入に賞与を含めず, 係数を0.8とし, 倍数を引き上げる)

収入日額 $13,736.24 \text{円} \times 0.8 = 10,988.992 \text{円}$ 賞与を含めない。
給付基礎額 最低額 最高額
10,989円 < **12,200円** < 16,900円
倍数 3,330倍 (生計維持関係遺族3人) 給付額 $12,200 \text{円} \times 3,330 = 4,062 \text{万} 6,000 \text{円}$

モデルケース1-4 (共働きの場合) ← モデルケース1と同じになる。

- 犯罪被害者 男性 40 歳(会社員)
- 年収 600 万円(給与 500 万円, 賞与 100 万円) (妻(36 歳)の年収 400 万円)
- 生計維持関係遺族 あり 妻, 子2人(6歳, 3歳) 計3人 妻に年収があっても生計維持関係遺族に含まれる。

現行

収入日額 $13,736.24 \text{ 円} \times 0.7 = 9,615.368 \text{ 円}$ 賞与を含まない。
最低額 給付基礎額 最高額
 $7,800 \text{ 円} < \mathbf{9,615 \text{ 円}} < 10,800 \text{ 円}$
倍数 $2,230+201+201+153+153+153=3,091$ 倍 給付額 $9,615 \text{ 円} \times 3,091 = 2,972 \text{ 万 } 1,102 \text{ 円}$

改定案1(収入に賞与を含め, 係数を 1.0 とし, 倍数はそのまま)

収入日額 $16,483.52 \text{ 円} \times 1.0 = 16,483.52 \text{ 円}$ 賞与を含める。
最低額 給付基礎額 最高額
 $12,200 \text{ 円} < \mathbf{16,484 \text{ 円}} < 16,900 \text{ 円}$
倍数 $2,230+201+201+153+153+153=3,091$ 倍 給付額 $16,484 \text{ 円} \times 3,091 = 5,095 \text{ 万 } 560 \text{ 円}$

改定案2(収入に賞与を含め, 係数を 1.0 とし, 倍数は固定値の 3,650 倍とする)

収入日額 $16,483.52 \text{ 円} \times 1.0 = 16,483.52 \text{ 円}$ 賞与を含める。
最低額 最高額 給付基礎額
 $12,200 \text{ 円} < \mathbf{16,484 \text{ 円}} < 16,900 \text{ 円}$
倍数 3,650 給付額 $16,484 \text{ 円} \times 3,650 = 6,016 \text{ 万 } 4,848 \text{ 円}$

改定案3(収入に賞与を含めず, 係数を 1.0 とし, 倍数を引き上げる)

収入日額 $13,736.24 \text{ 円} \times 1.0 = 13,736.24 \text{ 円}$ 賞与を含まない。
最低額 給付基礎額 最高額
 $12,200 \text{ 円} < \mathbf{13,736 \text{ 円}} < 16,900 \text{ 円}$
倍数 $3,330+300+300+228+228+228=4,614$ 倍 給付額 $13,736 \text{ 円} \times 4,614 = 6,337 \text{ 万 } 9,011 \text{ 円}$

改定案4(収入に賞与を含めず, 係数を 0.8 とし, 倍数を引き上げる)

収入日額 $13,736.24 \text{ 円} \times 0.8 = 10,988.992 \text{ 円}$ 賞与を含まない。
給付基礎額 最低額 最高額
 $10,989 \text{ 円} < \mathbf{12,200 \text{ 円}} < 16,900 \text{ 円}$
倍数 $3,330+300+300+228+228+228=4,614$ 倍 給付額 $12,200 \text{ 円} \times 4,614 = 5,629 \text{ 万 } 800 \text{ 円}$

モデルケース1-5 (共働きで、被害者がパートの場合)

- 犯罪被害者 女性 40 歳(パート)
- 年収 130 万円(賞与なし) (夫(45 歳)年収 600 万円)
- 生計維持関係遺族 あり 子2人(10 歳, 8 歳) 計2人
夫は 60 歳以上ではないので、生計維持関係遺族に含まれない。

現行

収入日額 $3,571.42 \text{ 円} \times 0.7 = 2,499.994 \text{ 円}$

給付基礎額 最低額 最高額

$2,500 \text{ 円} < 7,800 \text{ 円} < 10,800 \text{ 円}$

倍数 2,010

給付額 $7,800 \text{ 円} \times 2,010 = 1,567 \text{ 万} 8,000 \text{ 円}$

夫を生計維持関係遺族に含めるとした場合

改定案1(収入に賞与を含め、係数を 1.0 とし、倍数は遺族3人とする)

収入日額 $3,571.42 \text{ 円} \times 1.0 = 3,571.42 \text{ 円}$

給付基礎額 最低額 最高額

$3,571 \text{ 円} < 12,200 \text{ 円} < 16,900 \text{ 円}$

倍数 2,230 (生計維持関係遺族3人)

給付額 $12,200 \text{ 円} \times 2,230 = 2,720 \text{ 万} 6,000 \text{ 円}$

改定案2(収入に賞与を含め、係数を 1.0 とし、倍数は固定値の 3,650 倍とする)

収入日額 $3,571.42 \text{ 円} \times 1.0 = 3,571.42 \text{ 円}$

給付基礎額 最低額 最高額

$3,571 \text{ 円} < 12,200 \text{ 円} < 16,900 \text{ 円}$

倍数 3,650

給付額 $12,200 \text{ 円} \times 3,650 = 4,453 \text{ 万円}$

改定案3(収入に賞与を含めず、係数を 1.0 とし、倍数を引き上げる)

収入日額 $3,571.42 \text{ 円} \times 1.0 = 3,571.42 \text{ 円}$

給付基礎額 最低額 最高額

$3,571 \text{ 円} < 12,200 \text{ 円} < 16,900 \text{ 円}$

倍数 3,330 倍 (生計維持関係遺族3人)

給付額 $12,200 \text{ 円} \times 3,330 = 4,062 \text{ 万円} 6,000 \text{ 円}$

改定案4(収入に賞与を含めず、係数を 0.8 とし、倍数を引き上げる)

収入日額 $3,571.42 \text{ 円} \times 0.8 = 2,857.136 \text{ 円}$

給付基礎額 最低額 最高額

$2,857 \text{ 円} < 12,200 \text{ 円} < 16,900 \text{ 円}$

倍数 3,330 倍 (生計維持関係遺族3人)

給付額 $12,200 \text{ 円} \times 3,330 = 4,062 \text{ 万円} 6,000 \text{ 円}$

モデルケース2

- 犯罪被害者 女性 36 歳(主婦)
- 年収 収入なし
- 生計維持関係遺族 なし 家族構成 夫(40 歳)年収 600 万円, 子2人(6歳, 3歳)

現行

収入日額 0 円 $\times 0.7 = 0$ 円

給付基礎額 最低額 最高額

0 円 $< 5,300$ 円 $< 9,900$ 円

倍数 1,000 倍

給付額 5,300 円 $\times 1,000 = 530$ 万円

改定案 X(係数は, 関係ないが, 他の場合と同じ 1.0 とし, 倍数は遺族3人で 1,460 とする)

収入日額 0 円 $\times 1.0 = 0$ 円

給付基礎額 最低額 最高額

0 円 $< 7,500$ 円 $< 14,000$ 円

倍数 1,460 倍

給付額 7,500 円 $\times 1,460 = 1,095$ 万円

改定案 Y(係数は, 関係ないが, 他の場合と同じ 1.0 とし, 倍数は遺族3人で 2,920 とする)

収入日額 0 円 $\times 1.0 = 0$ 円

給付基礎額 最低額 最高額

0 円 $< 7,500$ 円 $< 14,000$ 円

倍数 2,920 倍

給付額 7,500 円 $\times 2,920 = 2,190$ 万円

モデルケース3

- 犯罪被害者 男性 6 歳(小学生)
- 年収 収入なし
- 生計維持関係遺族 なし 家族構成 父(40 歳), 母(36 歳), 妹(3歳)

現行

収入日額 0 円 $\times 0.7 = 0$ 円

給付基礎額 最低額 最高額

0 円 $< 3,200$ 円 $< 4,600$ 円

倍数 1,000 倍

給付額 3,200 円 $\times 1,000 = 320$ 万円

改定案 X(係数は, 関係ないが, 他の場合のため 1.0 とし, 倍数は遺族3人で 1,460 とする)

収入日額 0 円 $\times 1.0 = 0$ 円

給付基礎額 最低額 最高額

0 円 $< 7,500$ 円 $< 10,800$ 円

倍数 1,460 倍

給付額 7,500 円 $\times 1,460 = 1,095$ 万円

改定案 Y(係数は, 関係ないが, 他の場合と同じ 1.0 とし, 倍数は遺族3人で 2,920 とする)

収入日額 0 円 $\times 1.0 = 0$ 円

給付基礎額 最低額 最高額

0 円 $< 7,500$ 円 $< 14,000$ 円

倍数 2,920 倍

給付額 7,500 円 $\times 2,920 = 2,190$ 万円